

国地契第106号  
国北予第56号  
平成25年3月25日

各地方整備局長等 あて

国土交通事務次官

「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について

「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」（昭和24年12月大蔵省告示第991号）が平成25年3月4日財務省告示第64号により改正されたことに伴い、「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）の別冊工事請負契約書等の一部を下記のとおり改正し、平成25年4月1日以降に締結される契約から適用することとしたので、通知する。

記

（工事請負契約書の一部改正）

第1 「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）の別冊工事請負契約書を次のように改正する。

第34条第8項、第45条第3項及び第49条第3項中「年3.1パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

（土木設計業務等委託契約書の一部改正）

第2 「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号）の別冊土木設計業務等委託契約書を次のように改正する。

第34条第6項、第41条第3項並びに第46条第1項及び第2項中「年3.1パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

（建築設計業務委託契約書の一部改正）

第3 「建築設計業務委託契約書の制定について」（平成10年10月1日付け建設省厚契発第37号）の別冊建築設計業務委託契約書を次のように改正する。

第34条第6項、第41条第3項並びに第46条第1項及び第2項中「年3.1パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

（建築工事監理業務委託契約書の一部改正）

第4 「建築工事監理業務委託契約書の制定について」（平成13年2月15日付け国官地第3-2号）の別冊建築工事監理業務委託契約書を次のように改正する。

第31条第3項中「年3.1パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。